

児童虐待通報及びDV相談に関する事務等における本人以外のものからの
個人情報の収集等及び保有個人情報の外部提供等について

1 経緯

平成28年4月に警視庁より全国の警察署に対し、児童虐待に適切に対応し、児童の安全確保をより確実にするため、市区町村等の関係機関との連携を強化し、必要に応じて児童に関する情報の事前照会に係る協定を締結するなどの対応について、通達がなされた。併せて、厚生労働省からも各自治体の児童福祉部門に対し、警察からの照会に適切に対応し、一層の連携強化を図るよう通達がなされた。また、児童虐待の防止等に関する法律第4条第1項において、「国及び地方公共団体は、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。」と規定されている。

このことから、本市においても虐待等の事案が発生した場合及び発生することが予想される場合に、虐待の対象となる児童の安全確保のために迅速かつ適切な対応をとれるよう、本市を管轄する警視庁東大和警察署（以下「東大和警察署」という。）と保有個人情報を共有できる体制を整備する必要があると判断し、当該警察署と情報共有に関する協定を締結することとした。

2 協定を締結する理由（本人以外収集・外部提供を行う理由）

当該協定において情報共有の対象とされる者は、保護者から虐待を受けている又は受けることが予想される児童（児童福祉法第6条の3第5項において規定する「要支援児童」。以下「要支援児童」という。）及びその保護者又は出産後の児童の養育について出産前において支援を行うことが特に必要であると認められる妊婦（児童福祉法第6条の3第5項において規定する「特定妊婦」。以下「特定妊婦」という。）である。

要支援児童についての情報共有を行うこととした理由は、対象者本人が未成年であり、児童相談所への通告等を行う判断力を有しない場合が想定されること、保護者が加害者又は未成年・精神疾患等の理由により加害者となる可能性が高いと判断された者であることから、対象者本人又は対象者の法定代理人である保護者の承認を得てから情報共有を行うことが困難であり、その結果、重大な事件へと発展する恐れがあるためである。

また、特定妊婦についての情報共有を行うこととした理由は、妊娠についての知識理解を有せず、出産に至るまでの間に胎児の発育等に著しく影響を与える可能性が高いと判断されるためである。

3 事務の流れ

(1) 市から警察へ情報提供を求める場合

武蔵村山市子ども家庭支援センター及び武蔵村山市子育て世代包括支援センター「はぐハグ・むらやま」（以下「市」という。）は、虐待の事実がある又は虐待をしている可能性があるとして判断した要支援児童若しくは特定妊婦（以下「対象児童等」という。）について、市長が必要と認めた対象児童等に係る保有個人情報（氏名、住所、生年月日）を東大和警察署へ提供し、照会を行う。東大和警察署は、当該照会を受けた場合、対象児童等の保護等を行った当時の状態について、市へ情報提供する。市は、提供された情報を、市内部での対応（経過観察・家庭への支援）及び児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づく児童相談所への通告の要否判断及び通告（以下「通告等」という。）に利用する。

なお、共有した情報の更新が必要となった場合は、再度照会を行う。

(2) 警察から市へ照会があった場合

東大和警察署長が必要と認めた対象児童等の個人情報（氏名、住所、生年月日）を市へ提供し、照会を行う。市は、各事務において保有している対象児童等の傷病の状態、市が行っている支援・観察内容について、情報提供を行う。東大和警察署は、提供された情報を、通告等にのみ利用する。

なお、共有した情報の更新が必要となった場合は、再度照会を行う。

4 市の照会によって、警察から収集する個人情報（本人以外収集）

氏名、住所、生年月日、健康状態（けがの状態）、対応記録

※ 対応記録とは、相談を受けたり被害届が出されたりしているかを指し、捜査情報や、過去の犯罪歴等は提供されない。

5 警察から照会のあった場合に提供する保有個人情報

各事務において保有する次の個人情報

(1) 児童虐待通報及びDV相談に関する事務

氏名、性別、住所、生年月日、国籍、続柄、婚姻、家族構成、学歴、健康状態、病歴、障害、対応記録

(2) 乳幼児・産婦健康診査に関する業務

氏名、性別、住所、生年月日、国籍、続柄、婚姻、家族構成、電話番号、職業、健康状態、病歴、障害、相談内容及び対応状況

(3) 乳幼児・妊産婦及び成人に対する保健指導業務

氏名、性別、住所、生年月日、国籍、続柄、婚姻、家族構成、電話番号、職業、学歴、健康状態、病歴、障害、家庭環境、生育歴、相談内容及び対応状況

(4) 妊娠届けの受付及び母子手帳の交付事務

氏名、性別、住所、生年月日、国籍、続柄、婚姻、電話番号、家族構成、出産予定日、し好、職業、学歴、健康状態、病歴、障害、出産予定医療機関名、相談内容及び対応状況

6 警察から照会のあった者の情報を保有していない場合の対応

市民からの通報・相談を受けた事案の場合、情報提供として受理し、当該家庭への支援等を行う。

児童虐待の事案の場合、情報提供ではなく虐待通告として受理し、児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童として、東大和警察署との連携により児童の安全確保を行う。具体的には、一時的な保護及び児童相談所への通告を東大和警察署が行い、その他に必要な家庭への支援（他に子どもがいる場合等）については、市が行う。

7 警察における提供した個人情報の取扱い

(1) 目的外利用

通告等以外の目的には使用しない。

(2) 外部提供

市が提供した情報について、東大和警察署が児童相談所を除く他の機関（他の警察署を含む。）に対して提供することはできない。

児童福祉法

(児童等)

第4条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- (1) 乳児 満一歳に満たない者
- (2) 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- (3) 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

2 (略)

(妊産婦)

第5条 この法律で、妊産婦とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。

(保護者)

第6条 この法律で、保護者とは、第十九条の三、第五十七条の三第二項、第五十七条の三の三第二項及び第五十七条の四第二項を除き、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

(事業)

第6条の3 1～4 (略)

5 この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。）若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。

6・7 (略)

8 この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者（次条に規定する里親を除く。）の住居において養育を行う事業をいう。

9～14 (略)

(福祉事務所等への通告)

第25条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

2 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

児童虐待の防止等に関する法律

(児童虐待の定義)

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- (1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- (4) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(国及び地方公共団体の責務等)

第4条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

2～7（略）

(児童虐待に係る通告)

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。